会 員 各 位

令和3年4月19日 一般社団法人 沖縄県放射線技師会 会 長 長野 篤 総務常務理事 與儀 直人

会告

第66回定期総会の開催について

謹啓 時下、皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 さて、定款にもとづき第66回定期総会を下記の要領にて開催致します。 多忙中とは存じますが、本会運営の重要な事項となります。 ご対応を賜りますようご案内申し上げます。

謹白

記

日時:令和3年5月23日(日)午前9時00分より 場所:一般社団法人 沖縄県放射線技師会 事務所

〒901-2104 沖縄県浦添市当山2丁目5番11号安河アパート103号

内容:報告事項

令和2年度 事業報告

承認事項

令和2年度 決算報告

議案事項

第1号議案:令和3年度 事業計画の決定

第2号議案:令和3年度 理事及び監事の報酬等の額

以上

<お 願 い>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度第1回理事会におきまして、 定款第19条のやむを得ない理由に相当すると判断し、会員の皆様には、本総会の承認事項 及び議案事項に関しまして、書面をもっての議決権行使をお願いするよう判断いたしました。

後日総会資料に、「書面表決書」を同封いたしますので、総会資料をご確認いただき必要事項を記入の上、<u>令和3年5月19日(水)</u>までにご提出ください。 また、質疑がある場合は総会資料配布後(5月上旬を予定)、質疑問合せフォームよりお問い合わせください。(令和3年5月19日(水) 迄対応)

質疑問合せフォーム: https://forms.gle/4vevSTqF8VXb9rap6

本会では「定款 第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が 出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。」となっております。総会成立に会員の過半数の議決権(書面投票・総会出席者)が必要となります。

書面表決書の重要性と総会成立へのご理解を頂き、ご協力下さいます様お願い致します。